

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が安心して暮らすために家庭裁判所に申し立て、本人の権利や財産を守り、契約や必要なサービスを手配、支援してくれる人(後見人等)を選任してもらう制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度	区分	本人の判断能力
認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、既に判断能力が不十分であり、支援が必要な場合。	後見	全くない
	保佐	著しく不十分
	補助	不十分
任意後見制度	区分	本人の判断能力
将来、認知症や病気などで判断能力が低下した時のために備えたい場合。	任意後見	十分

成年後見人等ができる事

- 収入や支出に関わる手続き、管理
 - 銀行などの金融機関との取引
 - 不動産などの財産の管理、保存、処分
 - 遺産相続、遺産分割協議、相続放棄などの手続き
 - 医療や福祉サービスに関する契約や費用の支払い
 - 介護保険などの利用の手続き
- など

日常生活自立支援事業

「今月家賃支払ったかな」「どこに通帳しまったかな」「最近、物忘れが気になる」という不安はありませんか。そんな不安に日常生活自立支援事業でお手伝いができます。

契約に基づき、福祉サービスの利用手続きや預金通帳の預かり、家賃・公共料金の支払い、郵便物確認の手続きなどの支援を行います。対象は、自分ひとりで判断するには不安があり、サービスを使いたいという意思を持ち、内容を理解したうえで、契約のできる人です。

利用料	1回 1,200円 (住民税非課税世帯: 1回 600円)
保管料	1か月 600円 (住民税非課税世帯: 1か月 300円)

※保管料は、通帳や印鑑などをお預かりした場合の料金です。

※ただし、生活保護を受けている方は無料です。



権利擁護専門相談

必要な援助を得られないなど、暮らしにくさを解決するため、法律や福祉にかかる相談をお受けします。また内容に応じて支援を行います。※1回あたりの相談時間は45分です。(前日までに要予約)

相談日	時間	相談員
毎月第1木曜日	13:15~16:00	弁護士・社会福祉士など
毎月第3木曜日	13:15~16:00	司法書士・社会福祉士など